

最先端研究開発支援プログラム

中心研究者候補及び研究課題候補選定手順（案）

平成 21 年 7 月 22 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議
最先端研究開発支援ワーキングチーム

最先端研究開発支援ワーキングチームによる中心研究者候補及び研究課題候補の選定は、この文書に従って行うこととする。

【事前確認】

（１）利害関係者の排除

ワーキングチーム構成員（以下、「構成員」という。）は、審査の対象となる提案について、「中心研究者・研究課題選定時における利害関係者の排除について」（別紙 1）に照らして応募者が利害関係者に該当するか否かを確認した上で、該当する場合にはその旨事務局に申し出るとともに、当該応募者に係る提案の審査には参画しない。

（２）秘密保持

構成員は、審査の過程で知ることができた個人情報及び審査内容に係る情報について審査結果公表の前後を問わず外部に漏らしてはならない。

構成員として取得した情報（応募書類等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理することとする。

（３）全件審査の原則

構成員は、原則として全ての提案を審査する。

特別な事情があり全ての提案の審査が困難な場合には、構成員は事務局に連絡し、必要な調整を行う。

【参考とする事項】

各構成員は、関係団体等からの意見聴取結果及び「先端的研究を推進して実現してほしいこと」に関する国民からの意見募集結果を審査の参考とする。

なお、これに加えて、事務局は審査の過程において構成員が必要とする参考情報を収集し、提供する。

【第1段階：重点書面審査対象の絞り込み】

各構成員は、応募書類のうち所定様式により、中心研究者・研究課題の公募及び選定の方針Ⅲの2（別紙2）の検討の視点に基づき、中心研究者の実績及び研究開発の内容の適切性の観点から、「明らかに優良な提案」若しくは「更なる精査が必要な提案」について、併せて100件を上限に選択する。

上記の選択にあたっては、個別の採点を行わず、また順位付けも行わないが、選択しなかった提案については、その理由を簡潔に記載する。

各構成員が選択した提案を事務局が集計し、より多くの構成員が選択した提案を優先に、300件程度を第2段階の重点書面審査の対象として絞り込む。

なお、応募書類に不明な点等がある場合は事務局を通じて確認する（以下同じ）。

重点書面審査の対象とならなかった提案の理由については、構成員による選択しなかった理由を基に、事務局が取りまとめる。

【第2段階：重点書面審査の実施】

各構成員は、第1段階で絞り込まれた提案を対象に、応募書類（所定様式及び自由様式）を基に、中心研究者・研究課題の公募及び選定の方針Ⅲの2の検討の視点に基づき、総合評価を行う。

具体的には、研究課題の内容の適切性のうち、①中心研究者の実績等、②研究開発の意義、③3～5年後のプログラム終了時点で実現する具体的成果、④研究開発及び成果利用のフィージビリティ、⑤その他（研究開発の波及効果等）の5項目毎に5段階（a,b,c,d,e）で評価し、これを踏まえて各提案を総合的に勘案した総合評価を行う。

総合評価は、ヒアリング対象とする必要があると思われる提案80件を上限に選択し、選択した提案を3段階（5点、4点、3点）で採点する。選択しなかった提案の採点は0点とし、選択しなかった理由を簡潔に記載する。

総合評価は、下記に示す評点分布による相対評価で行うものとする。

＜総合評価の評点ごとの分布＞

評点	5	4	3
分布 (80件の場合)	20% (16件)	60% (48件)	20% (16件)

各構成員による評価の終了後、事務局において、総合評価の結果を集計し、平均値によって提案の順位を整理する。

【第3段階：ヒアリング審査の実施、中心研究者候補及び研究課題候補の絞り込み】

(1) ヒアリング対象の絞り込み

第2段階の評価の集計結果を踏まえ、ヒアリング対象を選定する。

ヒアリング対象は、

- ・第2段階の総合評価結果の点数の平均値の順に並べた上位80件程度
- ・上位80件程度には入らなかった提案のうち、書面審査だけでは評価が定まらない提案など、構成員の要望を踏まえて選定した10件程度

の計90件程度とする。

重点書面審査の対象となった提案のうち、ヒアリング対象とならなかった提案の理由については、構成員による選択しなかった理由を基に、事務局が取りまとめる。

(2) 第三者からの参考意見の聴取

ヒアリングを行う際の参考とするため、原則としてヒアリング対象となった全ての提案を対象に、第三者に意見書の提出を求める。ただし、構成員の意見に基づき、意見書の提出を求めることが不要であると判断される場合はこの限りではない。

意見書の提出を求める者は、若手研究者を含め、審査に当たって必要な専門知識を有している研究者とし、1提案あたり3名程度を選出する。

その際、意見書の提出を求める者が利害関係者ではないことを事務局が確認する。

意見書は、別途定める様式に従い、中心研究者・研究課題の公募及び選定の方針Ⅲの2の検討の視点の各項目についてコメントを記入したものとする。

なお、意見書を提出した者の氏名及び意見書は公表しない。

(3) ヒアリングの実施

ヒアリングは、原則として構成員全員の出席の下、以下のとおり行う。

- ・発表者：中心研究者を含め2名以内
- ・発表形態：口頭による（PC、プロジェクターによる映像併用可）
- ・使用資料：応募時に提出した様式自由のアピール資料（発表用に加工したものがある場合は、予め事務局に送付）
- ・持ち時間：25分（発表10分（時間厳守）、質疑10分、（ヒアリング対象者退席後）採点時間5分）

- ・日 時：ヒアリング対象者（応募様式記載の連絡先）に通知
（8月17日～21日を予定、個別の日程は追って調整）
- ・場 所：ヒアリング対象者（応募様式記載の連絡先）に通知

ヒアリングを行う際は、上記（2）による意見書を参考資料とする。

構成員は、応募者に質問等がある場合は、予め事務局を通じ、応募者に通知することができる。応募者からヒアリング前に回答があった場合には、構成員全員に補足資料として提供する。

（4）総合評価の確定

各構成員は、上記（3）のヒアリングの結果を踏まえ、中心研究者候補及び研究課題候補とする必要があると思われる提案を、60件を上限に選択する。

選択した提案を3段階（5点、4点、3点）で採点し、選択しなかった提案の採点は0点とし、選択しなかった理由を簡潔に記載する。

総合評価の確定は相対評価で行い、各段階の件数が等しくなるよう採点するものとする。

（5）中心研究者候補及び研究課題候補の作成

上記（4）で確定した総合評価の集計結果によるポイントの平均値の順に60件程度を並べてS、A、Bに三分類し、最先端研究開発支援会議に報告する中心研究者候補及び研究課題候補を作成する。なお、S、A、Bの各分類内は順不同とする。

中心研究者候補及び研究課題候補の確定後、①分野分類^{（注）}、②研究ステージ、③総合評価のポイントの平均値と評価した者の人数、④研究開発経費（概算）に間接経費として想定される上限額を足した総額、⑤選定した理由を参考情報として記載する。

ヒアリングの対象となった提案のうち、中心研究者候補及び研究課題候補とならなかった提案の理由については、構成員による選択しなかった理由を基に、事務局が取りまとめる。

（注）分野分類：本プログラムにおいては対象分野を特に限定していないが、公表時の便宜上、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）における重点推進4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）及び推進4分野（エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティア）、これら分野の横断的な提案（該当する複数の分野も記載）、基

礎科学、これらに該当しない分野（その他）の計11種類に分類する。

研究課題の内容等において何らかの改善措置がなされれば中心研究者候補及び研究課題候補となると考えられる提案については、事務局を通じて応募者に対して当該改善措置への対応の可否について確認し、対応が可能である旨回答を得た場合には、当該改善措置を行うことを条件として、中心研究者候補及び研究課題候補に追加することができるものとする。

なお、S、A、Bに分類した中心研究者候補及び研究課題候補の他、候補とならなかった全提案をCとし、全提案の評価結果として支援会議に報告する。また、関係団体等からの意見聴取内容の概要等、選定の過程で参考とした資料等も併せて報告する。

(別紙1)

中心研究者・研究課題選定時における利害関係者の排除について

平成21年6月29日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議

- 1 支援会議及びワーキングチームの構成員は、プログラムに応募することができないものとする。
- 2 構成員は、応募者^(注1)との関係において以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該応募者に係る案件の審査に参画することができないものとする。具体的には、構成員は、書面審査及びヒアリング審査において当該案件についての審査を行わないこととし、支援会議及びワーキングチームにおける当該案件に関する個別審議の際は、議論や判断に加わらないこととする。
 - a) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - b) 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）
 - c) 同一の機関^(注2)での所属関係
 - d) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - e) 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係
 - f) その他中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由のある場合

(注1) 応募者とは、提出書類に記載された中心研究者及び共同提案者をいう。

(注2) 「同一の機関」の範囲については以下のとおりとする。

応募者と、

- ・ 大学、大学共同利用機関にあっては、同一の学部、研究科、研究所
- ・ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人にあっては、同一の研究所（機関全体としての「研究所」ではなく、機関内の組織として位置付けられる「研究所」をいう）、研究部門
- ・ 国立試験研究機関、その他の機関にあっては、同一の機関
- ・ 民間企業にあっては、同一の会社、親会社、子会社

(別紙2)

最先端研究開発支援プログラムにおける
中心研究者・研究課題の公募及び選定の方針(抄)

平成21年6月29日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議

Ⅲ. 選定について

2 検討の視点

支援会議及びワーキングチームにおいては、主として以下のような視点から検討を行うこととする。

(1) 中心研究者の実績等

- 科学技術分野における我が国の代表的研究者若しくは本プログラム実施により我が国の代表的研究者となることが期待される研究者であるか。

【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】

- ・論文の発表状況はどうか。
- ・論文の被引用数はどの程度か。
- ・国内外の有力な賞や顕彰を受けているか。
- ・取得知的財産権や、国際標準化につながっている研究開発成果を有しているか。
- ・大型プロジェクトの運営に係る経験はどの程度か。

※これらの基準については、研究開発分野ごとの特性を踏まえつつ、適切に適用するものとする。

(2) 研究開発の適切性

①研究開発の意義

- スポンサーである国民に対して、分かりやすく十分な意義を説明し得るか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】
- 具体的には、研究成果が当該分野における新しい展望を拓き、幅広い分野の研究を進展させる等、科学の発展に寄与し得る内容となっているか。【基礎科学研究】
- 具体的には、研究成果の社会における活用について、具体的な将来ビジョンの提示がなされているか。【出口を見据えた研究開発】

② 3～5年後のプログラム終了時点で実現する具体的成果

- プログラム終了時点において、当該研究開発が属する分野において世界でトップの成果を挙げることができるか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】
- 研究成果が世界における我が国のプレゼンスを高め、国民に自信を与えることができるなど、国民に夢と希望を与える取組であるか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】
- 我が国産業の国際競争力の強化、環境・資源・エネルギー問題の克服、健康な社会の構築、日本と世界の安全保障等我が国が直面する重要課題の解決に向け、特に大きなインパクトを与え得る研究課題であるか。【出口を見据えた研究開発】

③ 研究開発及び成果利用のフィージビリティ

【研究開発段階】

- 研究計画や推進体制は、現実的かつ、高い成果が期待できるものとなっているか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】
- 中心研究者は、本プログラムの研究開発に専念する等、支障なく従事できるか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】

【研究開発終了後】

- 研究開発終了後、研究成果を社会に還元する方策や体制が明確であるか。【出口を見据えた研究開発】
- 研究開発終了後、その成果をどのように展開（スケールアップ、実用化等）するのか明確であるか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】

④ その他（研究開発の波及効果等）

- 想定する研究チームにおける若手研究者の育成がどの程度見込まれるか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】
- 研究成果の実用化等の波及効果について、どの程度のものが見込まれるか。【基礎科学研究・出口を見据えた研究開発共通】